

## 旭地区第2次住居表示実施検討会

# 住居表示に関する 大切なお知らせ 第2号

# 河内・根坂間の 町界の一部変更を 検討しています！

平塚市では、「分かりやすく、訪ねやすいまちづくり」の実現を目指して、旭地区の住居表示を進めております。

旭地区第2次（徳延・纏・河内）住居表示検討会では、住居表示の検討を進める中で、より分かりやすいまちとするため、河内と根坂間の町界の一部を変更することを検討しています。

（詳細については、裏面を御参照ください。）

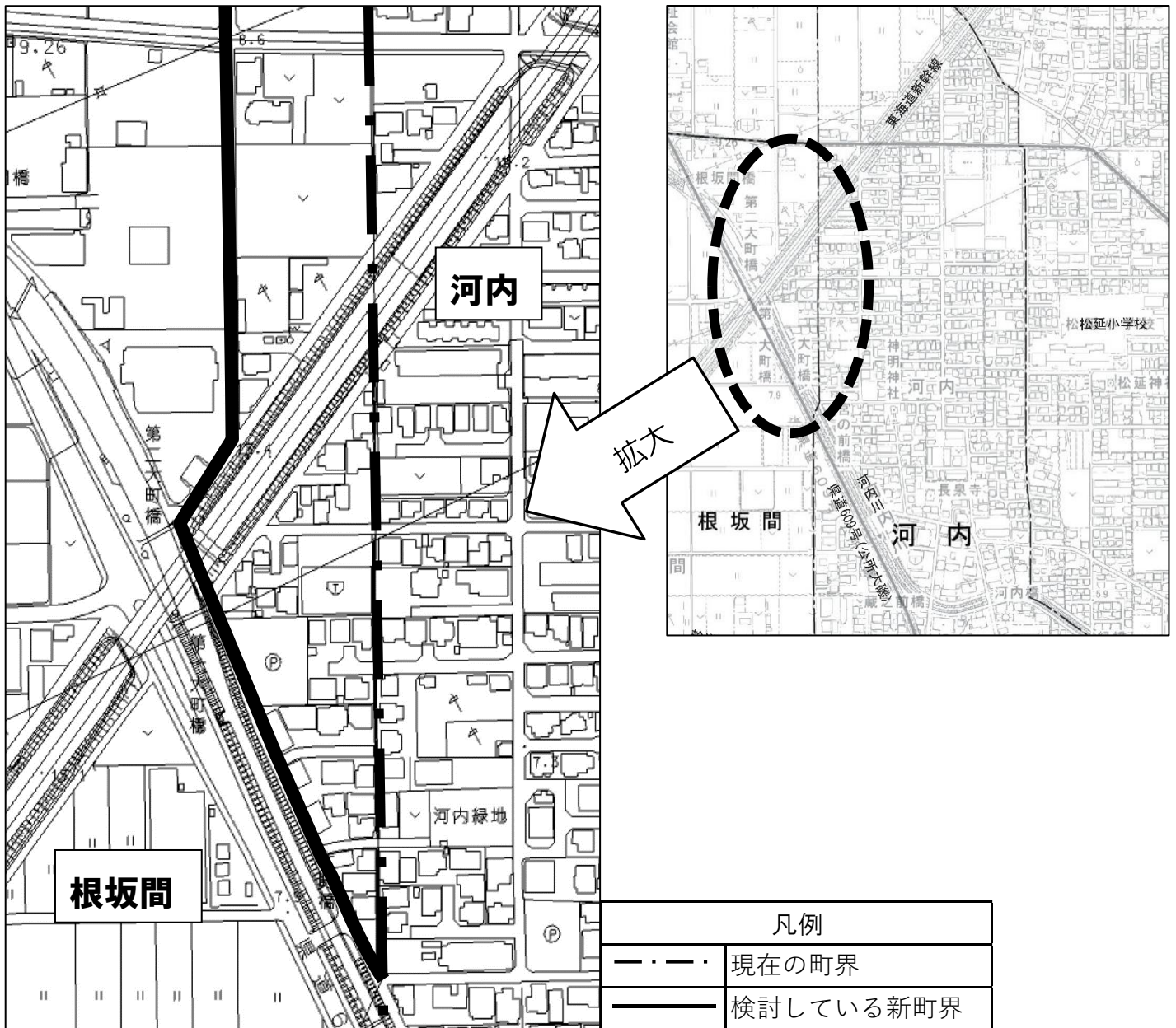
今後も検討会での検討内容を地域の皆様へお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。



# ○河内・根坂間の町界の一部変更について

現在、河内と根坂間の町の境は、水路で分かれています。しかし、水路が一部暗きよとなっていたり、一部では根坂間に建物が建っていても、河内側からしか入ることができない等、分かりにくい町の境となっています。

なお、町界を検討している新町界とする場合、令和7年度に予定している河内地区の住居表示と同時に、現在の大字根坂間から大字河内に変更となります。



令和5年1月13日・14日には対象となります根坂間地区の住民の方々へ説明会を実施しました。町界変更に係るご意見がある場合は、事務局（平塚市役所都市整備課：0463-21-8783（直通））までご連絡ください。

## ○住居表示とは…

住居表示を実施していない地区では、住所を表す際に「字名」と「地番」を用いていますが、地番は住所を表すためのものではなく、土地に付けられた番号です。そのため、地番は一軒の家で一つとは限りません。同じ地番に多くの家が建っていたり、分筆や合筆の積み重ねにより、枝番が付いたり欠番が生じ、次第に分かりやすい住所を表すことが難しくなってきます。

住居表示を実施すると、町を適切な大きさに分割し、住所を振り直し、住所を規則正しく整えます。

バラバラになっていた住所が整うことにより、次のような効果があります。

住居表示の実施により、通行人に見やすい場所へ「街区表示板」や「住居番号表示板」を設置します。誰もが迅速に位置の通報が可能になり、救急車等の緊急車両が早く到着でき、また、不審者等の位置の通報も容易になることから犯罪抑止



街区表示板



住居番号表示板

効果も期待されます。規則正しく住所を付けるため、宅配物や郵便物の遅配や誤配の減少や、目的の建物や人を訪れることが容易になります。

○住居表示を実施すると、住所の表示が変更になります。

《例》（現在）平塚市 徳延 ○○○番地



（実施後）平塚市 “新町名”（例えば、徳延一丁目等）△△番□□号

## ○旭地区のこれからの住居表示について

	大字名	実施時期（予定）
（旭地区）第2次実施区域	徳延 纏 河内 ※高村	令和7年度
（旭地区）第3次実施区域	根坂間 出縄 公所	令和10年度

※ 高村については、UR都市機構による平塚高村団地再生事業の進捗によりますが、第2次実施区域に含める予定です。

## ～Q&A～

Q) 住所の表示が変わることにより、自分で変更の手続きをする必要はありますか？

A) ご本人で変更手続きをしなければならぬものがあります。

詳細は住居表示実施年度に、住居表示の手続き方法を記載した手引書の配付や手続きに関する説明会等の開催を予定しております。

### 【ご自身でお手続きが必要な主なもの】

(例) マイナンバーカード、運転免許証、車検証、自動車等の所有者・使用者の住所変更、個人で契約している保険や銀行、不動産登記簿の所有者情報 等

### 【ご自身でお手続きが不要な主なもの】

(例) 住民票、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、児童扶養手当証書、小児医療証、国民年金・厚生年金受給者、上下水道、NTT(固定電話)、NHK、東京ガス、東京電力

Q) 登記簿の土地の地番は変更になりますか？

A) 地番(土地の番号)の変更はありませんが、字名から町名への変更(例：徳延⇒徳延〇丁目)を行います。

Q) 手続きには費用はかかりますか？

A) 住居表示実施による住所変更のお手続きは、原則として無料です。ただし、郵送でお手続きをする場合の郵送料や、代行業者に手続きを依頼される場合は、別途料金がかかる場合がございます。

Q) すぐに手続きをしなければいけませんか？

A) 個人の方の場合、お急ぎでお手続きをいただくものはございません。例えば、運転免許証の場合、免許更新時等と併せてお手続きすることも可能です。ご都合のよろしいときにお手続きください。

**旭地区住居表示に関する「大切なお知らせ」は定期的に発行・配付しております。また、平塚市ホームページでも大切なお知らせや住居表示に関する情報を確認できますので、ご利用ください。**



詳しくは事務局まで、お問合せください。

令和5年2月  
発行：旭地区第2次住居表示実施検討会  
事務局：平塚市都市整備課  
電話：21-8783(直通)  
23-1111(代表) 内線2114